

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年3月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県規則第38号**

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第19号）の施行期日は、平成22年4月1日とする。